

第10回 LCV「諏訪圏情報BOX」

- **放送日** 令和6年12月3日(火)、12月10日(火)
- **テーマ** 「野生の鳥との接し方と鳥インフルエンザについて」
- **出演者** 諏訪地域振興局林務課治山林務係 西川 優弥

○ 聞き手とのやりとり(概要)

(Q) これからの時期は多くの野鳥が諏訪湖にやってきますが、観察する際に気を付ける点などはありますか？

(A) はい。冬になると、カモやハクチョウなど、多くの渡り鳥が諏訪湖にやってきます。観察をする際には、「鳥たちは野生の動物である」ということを意識していただければと思います。可愛いからといって、パンなど人間が食べているものを与えないようにしてください。

(Q) 食べ物を与えると、どのような影響があるのでしょうか。

(A) 人間の食べ物に依存する鳥が増えたり、塩分や添加物によって体調を崩してしまう鳥が増えたりする可能性があります。可愛がっているつもりが、逆に鳥を傷つけてしまう場合があるということを覚えていただければと思います。

野生動物との距離感を間違えると、長期的な視点で見ると人間と動物の両方にとって良くない結果を招く可能性があるので注意が必要です。

(Q) その他に注意する点はあるですか？

(A) はい。野生の鳥には、直接触らないようにしてください。

野生の鳥は、高病原性鳥インフルエンザの原因となるウイルスをはじめとした、様々な病原体をもっている可能性があります。病原体は、鳥のフンに含まれている場合もあります。野生の鳥がいる場所に行った際には、手洗いうがいだけでなく、念の為に靴底を洗うようにしてください。

(Q) ケガをしている野生動物を見かけた場合には、どうすればよいのでしょうか。

(A) ケガをしていたり、弱ったりしている野生鳥獣を見かけた場合には、かわいそうかもしれませんが、手を出さずに見守ってあげてください。長野県では、野生鳥獣が死亡することも生態系の一要素であるという考え

に立ち、原則として野生鳥獣の救護はおこなっておりません。

- (Q) では、死亡している鳥を見つけた場合にはどうすればよいでしょうか。
- (A) 死亡している鳥は、鳥インフルエンザにより死亡した可能性があります。ただ、鳥はエサが採れずに衰弱したり、ケガをしたり、様々な要因で死亡することがあるので、直ちに鳥インフルエンザを疑わなければならない…というわけではありません。

長野県では、死亡した鳥の種類や状況によって、環境省が設定する対応レベルに応じた鳥インフルエンザウイルスの保有状況調査をおこなっています。病死が疑われる鳥を見つけた場合、一か所で複数の鳥が死亡している場合には、市町村の役場か、諏訪地域振興局の林務課にご連絡ください。

- (Q) なるほど。病死が疑われる鳥を見つけた場合には、市町村役場か、諏訪地域振興局の林務課に連絡すればよいのですね。

最後に、現在の長野県内の鳥インフルエンザの状況を教えてください。

- (A) はい。今シーズン長野県内では鳥インフルエンザの発生は確認されていません。ただ、他の都道府県ではすでに鳥インフルエンザが20件以上報告されていますので、長野県内においても監視体制を強化しているところです。
- (Q) 分かりました。野生鳥獣との接し方に併せて、鳥インフルエンザが疑われる場合の対応についてお話いただきました。